参考資料２

「景品表示法上の課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方」に関する
中間整理（平成 26 年4月１日公表、抜粋）

消費者委員会
消費者委員会　景品表示法における不当表示に係る
課徴金制度等に関する専門調査会

４．課徴金の賦課要件

（２）課徴金額の算定

②　加算・減算・減免措置

前記①に基づいて算定された金額に対する加算措置、減算・減免措置について、加算措置については、加算事由に関する意見は出されたものの、立法事実に関する検証が必要であるとの指摘もあり、設けるか否かは今後の議論の余地を残した。減算・減免措置については、設ける方向で検討してよいのではないかという意見でおおむね一致した。

考え得る措置の内容としては、まず、事業者のコンプライアンスに係る加算事由や減算・減免事由を設けることについて、違反行為のプロセスにコンプライアンスの観点から看過できないものがある場合は加算事由としてもよいのではないかという意見があった。他方、コンプライアンス・システム構築の有無や程度を減算事由とすることも検討の余地があるとの意見が出されたが、コンプライアンスは事業者の当然の義務であって少なくとも減算の事由としては適切ではないとの意見や、コンプライアンス・システムの構築については経営者の裁量範囲が非常に広く、安易な減免を認めると課徴金制度自体が骨抜きになる懸念があるとの指摘もあった。

また、加算措置については、抑止効果を高める意味でも、さしあたり、故意の違反行為、再度の違反行為、及び公益通報のもみ消し等違反行為の隠蔽を加算事由としてはどうかとの意見も出された。減算・減免措置については、自主申告に対するインセンティブを働かせる意味でも積極的に検討すべきとの意見が出され、被害回復の視点から、事業者による自主的返金や公的機関への寄付等を減算・減免事由とすることも考えられるとの意見もあった。もっとも、この点については、早期申告や被害者への返金を促すための減免措置が有効な手段であることは認めつつも、その要件設定に際しては課徴金制度の事前抑止効果との関係を考慮する必要があるとして、どのような考え方で要件を定めるか、また実際に要件を適切に認定する仕組みとしてどのような制度が考えられるかといった点について引き続き検討する必要があるとの指摘もなされた。

この点については、事業者からのヒアリングにおいても、事業者による自主的な対応を尊重し、返金額に応じた調整措置を採用すべきとの意見が出された。